

鈴鹿市国民健康保険運営協議会の会議の実施に関する特例を定める要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、鈴鹿市国民健康保険条例施行規則（平成30年3月27日規則第13号）第2条第1項に規定する鈴鹿市国民健康保険運営協議会の会議（以下「会議」という。）の実施に関する特例について、必要な事項を定めるものとする。

（オンライン会議システムの利用による会議）

第2条 会議は、感染症のまん延、災害の発生その他のやむを得ない理由により開催場所への委員の参集が困難である場合において、会長の承認を受けたときは、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるものをいう。）の利用により実施することができる。

（書面による会議）

第3条 前条に規定する理由により委員の参集が困難であり、かつ、緊急の必要がある場合において、会長の承認を受けたときは、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。

2 前項の場合において、会議は、鈴鹿市国民健康保険条例（平成29年鈴鹿市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる委員からそれぞれ1人以上が賛否を表明し、かつ、同項に定める委員の半数以上が賛否を表明したことをもって成立し、会議の議事は、賛否を表明した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附 則

この要領は、令和3年 月 日から施行する。